

重度障害者対応共同生活住居整備事業 Q&A

NO.	質問	回答
1	創設、移転、増築の区別について知りたい	「創設」・・・更地に新たに施設を建設する場合。 「移転」・・・従前の施設があった場所とは別の土地に移り、新たに施設を建設する場合。 「増築」・・・従前の施設の増床等を行う場合。 を指します。 いずれについても、定員数が4名以上追加されるものが対象となります。
2	どのような経費が補助対象になるのか	創設・移転・増築いずれの場合でも、主体工事費、工事事務費が対象です。 増築の場合、住居として重度障害者の受け入れに対応するため、従前の施設内に改修を加える工事費用についても補助対象となります。 ※土地の取得にかかる費用、移転前の施設撤去にかかる費用、外構整備費等は除きます。
3	整備用地において残置物の解体や整地を行う場合、その費用は補助対象となるか	本補助金において、用地取得費用や用地整理費用は補助対象外です。
4	整備用地を事前に整地したい。補助金の内示前に着工可能か	補助の対象にならない工事については、補助金の内示前に着工して差し支えありません。
5	整備用地（建設予定地）は、購入したものが対象か	整備用地は、事業者自身が購入したもの、贈与を受けたもの、借用したもの、いずれも対象です。 応募時点では購入等の確約を証明できる書類が必要です。また、整備開始時点までに用地を確保する必要があります。
6	建て貸しは対象になるか	建て貸しは対象外です。事業者自身が建物を所有し、共同生活援助事業を運営するものについて対象としています。
7	事業開始後、入居者の入れ替わり等で重度障害者支援加算の対象となる方の入居がなくなった場合、この補助金はどのような取り扱いとなるか	やむを得ない事情等で「重度障害者支援加算」の対象の入居者がいなくなってしまう場合について、補助金の返還等を求めるものではありません。しかし、本事業の目的を鑑み、「重度障害者支援加算」の対象となるような重度の障害のある方を積極的に受け入れていただきますようお願いいたします。
8	10世帯×2棟の申請は可能か	それぞれについて応募いただくことは可能ですが、建物1つ分を補助の対象として選定いたします。2棟分が選定されることはありません。
9	令和9年度10室新築申請後、令和10年度以降、（令和9年度同様の整備事業の募集があった場合）令和9年度の新築施設の増築申請は可能か	今後の国庫補助要綱等の改正有無、本市整備事業の公募実施については現時点では未定ですが、今年度と同内容の要件等で公募を行う場合は、増築として応募いただくことは可能です。

R8.6.21

R8.6.21

10	2F建て施設で、1F10世帯、2F10世帯とし、入口(玄関)を分けての申請は可能か	1階定員10名、2階定員10名それぞれを1件として応募することは可能です。公募では1件のみを補助の対象として選定しますので、1階、2階それぞれの工事費用について按分ではなく個別に積算し、申請する必要があります。	R8.6.21
11	募集要項の1.募集対象事業 ⑤その他に『・整備用地は事業選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）において、整備開始までに確保すること。』とあるが、申請する時期までに予定地を決定してなくてはならないのか	申請時に、予定地の住所、地図及び図面、予定地に共同生活住居を建設することの適否について各所管課への確認状況等を提出いただく必要があり、それを基に選定を行います。そのため応募までには予定地が決定している必要があります。	R8.6.23